



新型コロナ感染症対策を盛り込んだ511億円の補正予算を可決

国民のいのちとくらしを守る

衆議院議員の三ツ林ひろみです。日頃より皆様にお支えいただき、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に引き続き対処するため、緊急事態宣言が5月末まで延長されることになりました。

総額1兆円の新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金については、三郷市に対しても2億7214万円が配分されます。

埼玉県に交付される157億2395万円と合わせて、地域独自の感染拡大防止策・医療提供体制の整備や感染拡大の影響を受けた地域経済・住民生活の支援といった経済活性化策に活用されます。

また4月16日には、自民党本部内に新型コロナウイルス対策医療系議員団本部が設置されました。私もその一人として、医療崩壊を絶対に起こさせない、重症者を適切な治療へ結びつける、そのために地域医療体制整備等、最大限支援してまいります。

これからも、美田宗亮県議、逢澤圭一郎県議、加藤英泉市議とともに、国県市が力を合わせ地元発展に全力で取り組んでまいります。



感染拡大防止策と医療提供体制の整備

介護施設等における感染拡大防止対策の実施

- マスク・消毒液等の配布12億7396万円
- 簡易陰圧装置・換気設備の設置への助成8億7280万円

検査体制の強化と感染の早期発見

- 県衛生研究所におけるPCR検査機器の増設や民間検査機関の活用による検査体制等の充実 ...9億1974万円
- 郡市医師会との連携による発熱外来PCRセンターの設置、運営4億1400万円

医療提供体制の強化

- 医療機関への感染防護具等の配布16億5856万円
- 入院医療機関に対する簡易陰圧装置・人工呼吸器等の設備拡充への助成等3億9256万円
- 入院患者受入れに対する協力金の支給や看護職員手当等への助成40億4619万円
- オンラインでの診療や服薬指導に向けた導入支援1億4498万円
- 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の確保60億3553万円

情報発信の充実

- 感染拡大防止のための広報や知事記者会見における手話通訳の導入1億5775万円

学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

- 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス等の運営支援8億6792万円

雇用の維持と事業の継続

中小企業に対する資金繰り支援

- 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設等(うち令和2年度分)52億7000万円
- (うち令和3年度分・債務負担行為の設定 限度額)188億9383万円

事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- 休業した中小企業・個人事業主への支援金等の支給121億円
- コールセンターの設置など中小企業からの相談等に対応する体制の充実6382万円
- テレワークの緊急導入に向けた中小企業への支援6072万円

生活に困っている人々への支援

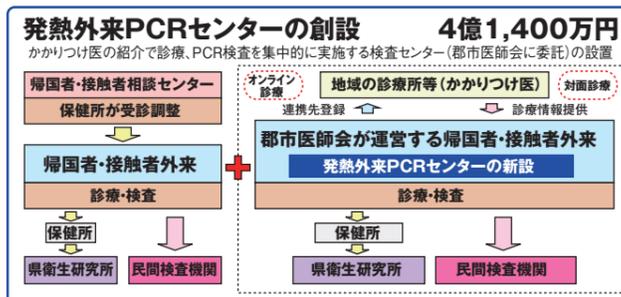
- 生活福祉資金の特例貸付に対する助成25億4477万円

※上記は補正予算の主な内容

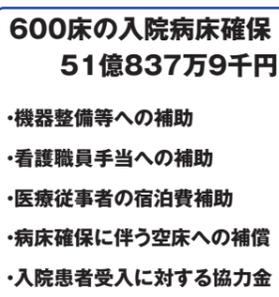
検査・医療提供体制の強化

新たな検査体制の構築及び600床の病床確保

(1)「発熱外来PCRセンター」の創設



(2)入院協力医療機関の体制支援



軽症者等の宿泊療養施設の確保

宿泊療養施設の借り上げ

約1,000室分

主な内容

- 入院が必要ない軽症者等が療養するための
- ①民間宿泊施設の借り上げ
 - ②各施設における体制整備(1施設につき)
- ・医師1人(日中常駐、夜間オンコール)
 - ・看護師2人(常駐)など
- 上記合計 60億3,553万6千円

(参考)病床等確保目標

超重症・重篤	12
重症	48
中等症	400
軽症(要入院)	140
計	600
軽症・無症状	約1000

中小企業に対する資金繰り支援

制度融資枠の大幅拡大 3600億円→8000億円

(+4,400億円) 過去最大規模

資金名称	新型コロナウイルス感染症対応資金 新設	経営安定資金		経営あんしん資金※
		災害復旧	特定業種	
対象者	売上高▲15% (▲5%も一部対象)	売上高▲15%	売上高▲5%	売上高減少(見込も可)
利率	当初3年間0% (3年経過後1.4%又は1.5%)	0.5%	0.6%	0.8%
保証料率	0%	0.8%	0.68%	0.45~1.64%
融資限度額	3,000万円	1億6,000万円	1億円	1億円
融資期間等	10年以内(措置5年以内)	10年以内(措置3→5年以内) 拡充		
融資枠	5,000億円	500億円	600億円	1,000億円

※類似メニューでの利率+保証料率の比較
埼玉1.25~2.44% 東京1.50~2.40% 神奈川1.37~2.64%

中小企業・個人事業主等への支援

支援金の支給 総額121億円 (20~30万円/社 500万円/組合)

①埼玉県中小企業・個人事業主支援金

新型コロナウイルス感染症の対策により、経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主を支援する。

支援対象

県内中小企業・個人事業主で、県民の感染拡大防止のため、4月8日から5月6日までの間、7割以上休業する者。ただし、休業については証明も含め弾力的に取り扱うものとする。

支援額

20万円(複数の事業所を有する場合は30万円)

②埼玉県業種別組合応援金

顧客減少や感染防止などに対する優れた取組を行う組合を支援する。

支援対象

感染症の影響を緩和するための適切な事業(キャッシュレス化等)を実施する業種別組合。

支援額

上限額 500万円/組合

国・埼玉県による新型コロナウイルス対策支援一覧

※各制度には適用・利用条件や今後、制度変更の可能性あります。

給付金	<h3>個人・ご家庭</h3> <h2>国民1人に10万円給付 特別定額給付金</h2> <p>■対象者:令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方。 ■申請方法 ① 郵送申請方式:市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送。 ② オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者):マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請。 ☎ 総務省コールセンター Tel.03-5638-5855</p> 	<h3>個人事業主 (フリーランス)</h3> <h2>持続化給付金</h2> <p>個人事業者は100万円 法人は200万円</p> <p>※ ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。 ■申請手続:原則電子申請 ■申請期間:5月1日より ■対象:中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者(フリーランス)、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など ☎ 持続化給付金事業コールセンター Tel.0120-115-570</p> 	<h3>企業・事業所</h3>						
	<h3>総合支援資金(生活支援費)の特例貸付</h3> <p>■対象者:収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ■貸付上限額:(2人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内、原則3月以内(最長12月以内) ※ 2人以上世帯の場合、最大で240万円の貸付を受けられます。 ■据置期間:1年以内 ■償還期限:10年以内 ■無利子・保証人不要 ☎ 三郷市社会福祉協議会 Tel.048-953-4191</p> 	<h3>埼玉県中小企業・個人事業主支援金《20万円または30万円》</h3> <p>対象となる業種は限定せず、休業の認定も弾力的に運用されます。また売上げがなかった日を1日休業として算定し、飲食店など店舗営業を中止してデリバリー営業に切り替えた場合や営業時間を短縮した場合も0.5日の休業とみなすこととしています。休業の認定については証明も含め弾力的に取り扱います。 ■対象:中小企業及び中小の個人事業主(令和2年4月8日～5月6日の間に20日以上休業している事業所) ■申請手続:原則電子申請 ■申請期間:令和2年5月7日～6月15日 ☎ 埼玉県中小企業支援相談窓口 Tel.048-830-8291 ※緊急事態宣言の延長に伴い追加の10万円支給が現在検討されております。</p> 							
	<h3>県内の新型コロナ感染状況及び県によるコロナ対策の最新情報</h3> 	<h3>経営安定資金(コロナ対応)及び経営あんしん資金(コロナ対応)</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経営安定資金《災害復旧関連》</th> <th>経営安定資金《特定業種関連》</th> <th>経営あんしん資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額:1億6,000万円 融資利率:年0.5%以内 融資期間等:10年(据置5年) (危機関連保証は据置2年)</td> <td>融資限度額:運転1億円 融資利率:年0.6%以内 融資期間等:運転10年(据置5年)</td> <td>融資限度額:運転1億円 融資利率:年0.8%以内 融資期間等:運転10年(据置5年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>☎ 三郷市商工会 Tel.048-952-1231</p>	経営安定資金《災害復旧関連》	経営安定資金《特定業種関連》	経営あんしん資金	融資限度額:1億6,000万円 融資利率:年0.5%以内 融資期間等:10年(据置5年) (危機関連保証は据置2年)	融資限度額:運転1億円 融資利率:年0.6%以内 融資期間等:運転10年(据置5年)	融資限度額:運転1億円 融資利率:年0.8%以内 融資期間等:運転10年(据置5年)	
	経営安定資金《災害復旧関連》	経営安定資金《特定業種関連》	経営あんしん資金						
融資限度額:1億6,000万円 融資利率:年0.5%以内 融資期間等:10年(据置5年) (危機関連保証は据置2年)	融資限度額:運転1億円 融資利率:年0.6%以内 融資期間等:運転10年(据置5年)	融資限度額:運転1億円 融資利率:年0.8%以内 融資期間等:運転10年(据置5年)							
<h3>一人一人に合わせた新型コロナ対策をLINEでサポート</h3> <p>埼玉県のLINE公式アカウントと友だちになり、あなたの状態を入力いただくことで、あなたの状態に合わせた新型コロナウイルスに関する情報をお知らせします。始めの一步は「友だち追加」から</p> 	<h3>緊急借換資金</h3> <p>■対象者要件:新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月の売上高又は利益率が過去3年間の同期のいずれかと比較して減少していることなど ■融資期間:10年(据置1年) ■融資限度額:1億5,000万円 ■融資利率:金融機関所定利率 ☎ 三郷市商工会 Tel.048-952-1231</p> 	<h3>埼玉県業種別組合応援金</h3> <p>■支援額:上限500万円 ■対象:各種組合、一般社団法人、公益社団法人(構成員の概ね1/2以上が中小企業者であるものに限り) ■概要:業種別組合等が行う新型コロナウイルス感染防止等に係る優れた取組を支援 ■応募方法:必要書類を埼玉県産業労働政策課へ簡易書留にて送付。 ■申請期間:令和2年5月13日～5月26日 ☎ 埼玉県業種別組合応援金相談窓口 Tel.048-830-8291</p> 							
<h3>緊急小口資金の特例貸付</h3> <p>休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <table border="1"> <tr> <td>特例の場合 20万円以内、その他の場合 10万円以内 ■据置期間:1年以内 ■償還期限:2年以内 ■無利子・保証人不要</td> <td>個人事業主等の特例の場合 20万円以内 ■据置期間:1年以内 ■償還期限:2年以内 ■無利子・保証人不要</td> </tr> </table> <p>☎ 三郷市社会福祉協議会 Tel.048-953-4191</p> 	特例の場合 20万円以内、その他の場合 10万円以内 ■据置期間:1年以内 ■償還期限:2年以内 ■無利子・保証人不要	個人事業主等の特例の場合 20万円以内 ■据置期間:1年以内 ■償還期限:2年以内 ■無利子・保証人不要	<h3>働き方改革推進支援助成金</h3> <p>新たにテレワークを導入した中小企業等に対して、テレワーク用通信機器の導入等にかかる費用を助成します。 ■支給額:補助率1/2上限100万円 ■助成の対象期間:令和2年2月17日～5月31日 ☎ テレワーク相談センター Tel.0120-91-6479</p> 	<h3>IT導入補助金</h3> <p>テレワークに必要なハードウェア(パソコン、タブレット端末等)のレンタル費用や、ITツールの導入費用等の2分の1を最大450万円補助します。 ■第二次募集:令和2年5月11日～5月29日 ☎ サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター Tel.0570-666-424 Tel.042-303-9749</p> 					
特例の場合 20万円以内、その他の場合 10万円以内 ■据置期間:1年以内 ■償還期限:2年以内 ■無利子・保証人不要	個人事業主等の特例の場合 20万円以内 ■据置期間:1年以内 ■償還期限:2年以内 ■無利子・保証人不要								
<h3>市・町税や保険料など</h3> <p>市税や保険料などの納税猶予等を受けることができます。市役所担当課へご相談ください。 市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 ☎ 収納課 Tel.048-930-7711 介護保険料 ☎ 介護保険課 Tel.048-930-7792</p>	<h3>県税の納税猶予・申告期限延長</h3> <p>県税の納税猶予、申告期限の延長または減免等を受けることができます。地元所管の県税事務所にご相談ください。 ☎ 越谷県税事務所 Tel.048-962-2191 Fax.048-962-2428</p> 	<h3>国税の納税猶予・申告期限延長</h3> <p>所轄の税務署に申請すれば、原則1年以内の猶予が認められます。地元所管の税務署(徴収担当)にご相談ください。 ☎ 越谷税務署 Tel.048-965-8111</p> 							

<h3>日本政策金融公庫の各種融資</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小事業3億円、国民事業6,000万円) ●新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠1,000万円) ●セーフティネット貸付の要件緩和(中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円) ●生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付(6,000万円、無担保) ●生活衛生改善貸付(別枠1,000万円) ●衛生環境激変対策特別貸付(飲食店・喫茶店別枠1,500万円) <p>☎ 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル Tel.0120-154-505</p> 	<h3>厚生労働省による助成金</h3> <h4>小学校休業等対応助成金</h4> <p>小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金。 ■対象期間:令和2年4月1日～6月30日 ■助成内容:有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ■申請期間:令和2年9月30日まで ☎ 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター Tel.0120-60-3999</p> 	<h3>商工組合中央金庫の各種融資</h3> <h4>新型コロナウイルス感染症特別貸付</h4> <p>☎ 商工組合中央金庫 相談窓口 Tel.0120-542-711</p> 
--	---	--

支援助金・融資・その他